

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年1月12日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年1月30日から同年2月19日まで縦覧に供する。

平成19年1月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）北原池地区	丸亀市産業部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）津森地区	〃